

公益社団法人日本アメリカンフットボール協会理事会運営規程

(目的)

第1条 この規程は、法令又は定款に定めるもののほか、定款第44条の規定に基づき、公益社団法人日本アメリカンフットボール協会（以下「この法人」という。）の理事会の議事の方法に関する事項について定め、それによって理事会の適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。（構成）

第2条 理事会は、すべての理事をもって構成する。 2 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。（役員以外の出席）

第3条 理事会は、必要に応じ、理事及び監事以外の者の出席を求め、その意見又は説明を求めることができる。（招集権者）

第4条 理事会は、会長が招集する。ただし、会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。 2 招集権者でない理事は、前項の招集権者に対し、理事会の目的事項を記載した書面をもって、理事会の招集を請求することができる。

3 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

4 監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認め、これを理事会に報告する必要があるときは、前2項に準じて、理事会の招集を請求し、又は理事会を招集することができる。

(招集手続)

第5条 理事会の招集通知は、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して発しなければならない。 2 前項の招集通知は、会議の日時、場所及び会議の主な目的事項（以下「議題」という。）

を記載した書面で行うものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(欠席)

第6条 理事及び監事は、理事会を欠席する場合には、あらかじめ招集権者に対して、その旨を通知しなければならない。(議長)

第7条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故があるときは、あらかじめ理事会で定めた順序により、他の理事がこれに当たる。

2 理事会の会議の議題が、次に掲げる議題の他、議長である理事が特別の利害関係を有するものであるときは、その議題の審議について、議長に事故があるときに準じて、他の理事が議長に当たるものとする。

(1)当該理事が自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとすることの承認に関する議題

(2)当該理事が自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとすることの承認に関する議題

(3)この法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとすることの承認に関する議題

(4)会長の解職に関する議題

(決議の方法)

第8条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 次の決議について特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることはできない。この場合、その理事の数は、前項の理事の数に算入しない。

(1)自己又は第三者のためにこの法人の事業の部類に属する取引をしようとすることの承認に関する議題のときの当該理事

(2)自己又は第三者のためにこの法人と取引をしようとすることの承認に関する議題のときの当該理事

(3)この法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間においてこの法人と当該理事との利益が相反する取引をしようとすることの承認に関する議題のときの当該理事

(4)会長の解職に関する議題のときの会長である理事

(5)その他特別の利害関係を有する事項に関する議題のときの当該理事

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の議題について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、定款第41条の定めに基づき当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(決議事項)

第9条 別表に掲げる事項に関する決定は、理事会の決議を得なければならない。

2 会長は、前項の決議事項（法定事項を除く。）であっても、緊急の処理を要するため、理事会に付議できないときは、理事会の決議を経ないで、業務を執行することができる。ただし、この場合にあつては、会長は、次の理事会に報告しなければならない。

(報告)

第10条 会長及び業務執行理事は、各自の職務の執行の状況及び重要と認められる事項並びに法令に定められた事項について、理事会に報告しなければならない。2 競業取引又は利益相反取引を行った理事は、遅滞なくその取引につき重要な事項を理事会に報告しなければならない。

3 理事は、理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、会長及び業務執行理事における、各自の職務の執行の状況の報告はこの限りでない。

(議事録)

第11条 理事会の議事については、議事録は書面又は電磁的記録をもって作成し、議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項を記載又は記録して、出席した会長及び監事がこれに記名押印（電子署名を含む。）をしなければならない。

2 前項の議事録は、10年間この法人の主たる事務所に備え置かなければならない。

(欠席者に対する通知)

議長は、理事会の議事の経過の要領及びその結果につき、欠席した理事及び監事に対し通知しなければならない。

この規程の改廃は、理事会の決議による。

この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(改廃)

(補則) 別表 (第9条関係。付議事項)

1 社員総会に関する事項

(1)社員総会の招集の決定

(2)社員総会提出議案の決定

(3)社員総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができることとするときは、その旨

(4)社員総会参考書類を送付する必要があるときは、次に掲げる事項

①社員総会参考書類に記載すべき事項

②特定の時（社員総会の日時以前の時であって、招集通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって書面による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時又はその特定の時の決定を理事に委任する旨

③特定の時（社員総会の日時以前の時であって、招集通知を発した日から二週間を経過した日以後の時に限る。）をもって電磁的方法による議決権の行使の期限とする旨を定めるときは、その特定の時又はその特定の時の決定を理事に委任する旨

(5)議決権の行使に関する代理権（代理人の資格を含む。）を証明する方法その他の代理人による議決権の行使に関する事項

(6)社員総会参考書類を送付する必要がある場合において、次に掲げる事項が社員総会の目的である事項であるときは、当該事項に係る議案の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）

① 理事及び監事の選任

②役員等の報酬等

③事業の全部の譲渡

④定款の変更

⑤ 合併 2 理事等に関する事項

(1)会長の選定及び解職

(2)業務執行理事の選定及び解職

(3)会長及び業務執行理事の担当業務の決定

(4)会長に事故があるとき、その職務を代行する理事の順序の決定

(5)理事とこの法人の間の取引及び競業取引の承認

(6)理事及び監事の責任軽減の決定

(7)この規程の改廃 3 組織及び人事に関する事項

(1)事務局長その他の重要な使用人の選任及び解任

(2)支部その他の重要な組織の設置、変更及び廃止

4 財産・財務に関する事項

(1)事業報告、計算書類及び附属明細書の承認

(2)重要な財産の処分及び譲受

① 1件 500万円以上の財産の取得及び処分

② 1件 500万円以上の設備投資

③事業の譲渡又は譲受

④ 1件 50万円以上の債務免除

(3)多額の貸付 1件 50万円以上の貸付

(4)多額の借入 1件 500万円以上の借入

(5)事業計画及び予算（以下「事業計画等」という。）の承認

(6)経営計画に関する事項

(7)事業計画等の変更及び次年度以降の事業計画等において決定すべき内容並びに経営

計画の変更に影響を及ぼすものその他の重要な契約の締結及び変更 5

その他重要な業務執行に関する事項等

(1)重要な訴訟の提起

(2)社員総会の決議により委任された事項

(3)その他法令又は定款に定められた事項

(4)その他理事会が特に必要と認めた事項

附 則（平成25年2月24日平成24年度第8回理事会決議） この規程は、公益
社団法人日本アメリカンフットボール協会の設立の登記の日（平成26年2月3
日）から施行する。